

発言表 地方創生に関する特別委員会

白石洋一君（立国社）

大臣・副大臣・大臣政務官

○ 北村 国务大臣

政府参考人

内閣官房

菅家 創生本部事務局次長

金融庁

中村 総合政策局審議官

消費者庁

坂田 審議官

法務省

保坂 大臣官房審議官

中小企業庁

前田 長官

問1 セーフティネット保証・融資の経営者保証（代表者保証）について

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山口委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立国社の白石洋一です。

新型コロナウイルスを早期に終息させるということに国の総力を挙げていくわけですけれども、その痛みというのでも出てしまっています。これをどれだけ抑えるかということが、今、地方の産業でお暮らしの方にはとても大事だと思うんですね。

その中で、政府でも今、策を出しています。その一つがセーフティネット保証です。

お手元に配りました一枚目のところ、セーフティネット保証四号、五号、これは議員会館の全議員にも配っているもので、政府としても今宣伝して、どんどん応募してくださいと言っているものだと思います。

これを検討した方から、これはちよつとおかしいんじゃないかという声も出ています。この内容セーフティネット保証、中小企業者を一般保証とは別枠で保証の対象としますということで、セーフティネット保証四号と五号があつて、四号

については、売上高が前年同月比マイナス二〇%以上の場合、二〇%以上減少等の場合ということですね。もう一つ、五号の方は、それが五%以上減少等の場合と。もうこれは軽々と今超え始めています。

きのう報道があつたJR四国さんでいえば、二月の運輸収入は一五%減でしたけれども、三月に入つてこの二週間でマイナス五八%です。六割減つているんですね。こういう運輸、旅行、こういった関係のところが一番打撃を受けていく。これがどんどんこれから広がっていくことが予想されます。

それで、このセーフティネット保証を申請しようかと。これは、いずれこの新型コロナウイルスも終息する、いずれ治療薬が出る、ワクチンも開発される、それまでの我慢だ、経済の本質が悪くなつていくわけじゃないですから、それまでの我慢だということとこれを申請する。この大々的に宣伝している、では何が違うかというところ、対象業種は広げましたというふうにあるわけですね。

それで、ではどういうふうにするかというところ、「ご利用手続の流れ」ということで、「ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。」と。審査がありますということですね。

これから私が申し上げるのは、民間金融機関のところはおいておきます、中小企業庁で所管している信用保証協会、協会と略称しますけれども、協会の保証に代表者保証は求めないことを原則にしてほしいんです。それがなければなりません。

特に今、新型コロナウイルスで、急を要する、大規模な、これはほつておいたら不況になりかねないことですから、代表者保証を求めないことを原則としてほしいということを申し上げたいというのが一問目の趣旨ですね。

配付資料の二ページ目のところに、では、具体的に申込みをするためには保証協会に申請しないといけない。これは都道府県に全部あつて、加えて幾つか市にもあるものなんですけれども、上から「保証の内容」、幾つかあつて、ずっと見ていったら「連帯保証人」というのがあります。「連帯保証人」「個人」。自営業の方も大事ですけれども、今、地方でも大宗を占めているのは法人格にしていますから、「法人」。そこで見ると、メーカーでしているところで、原則として法人代表者のみ必要と。「原則として法人代表者（代表理事）のみ必要」というふうになっているんですね。これは、言いかえれば、原則として法人代表者は連帯保証人ですよということを意味しているわけです。これは愛媛県だけではありません。東京都の信用保証協会を見ても、大体こういうことになっていくんだと思います。私が確認したのは東京都ですけれども。

では、やはり代表者の連帯保証というのは必要なのか。これだけ国を挙げて、総力を挙げて新型コロナウイルスを克服し、そのための被害というのは国で見ましようと言っているにもかかわらず、この申請のやり方というのは、従来どおり代表者保証が必要ですよ。でも、今、流れとして代表者保証をとらないよ

うにしているんじゃないですかということについて、一応政府は、これは新型コロナがある前から方針は出しています。それが次のページなんですけれども、経営者保証に関するガイドラインの概要ということで、これは主に後継者不足に対応するということが念頭に置かれていますけれども、保証契約等の対応ということで、「保証を提供せず」に、これは代表者保証、連帯保証ですね、「を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要。」ということを書いていまして、幾つか、法人と経営者の関係の明確な分離であるとか、そういったことが書いています。

ここまで見ると、やはり経営者保証を出すのが原則で、とらないというのが例外なのかなというふうに思わせたり、しかし、もうちょっと読むと、やむを得ず保証契約を締結する場合、保証契約の必要性を丁寧かつ具体的に説明しなさいよというふうに書いて、あたかも代表者保証をとらないことが原則であるかのように書かれております。

ここで、お忙しい中、中小企業庁長官も来られています。質問ですけれども、民間金融機関はちよつとおいておきます、中小企業庁さんで所管されている信用保証協会の融資方針で、法人に対する融資あるいは保証は代表者連帯保証をとらないということが原則ということではよろしいでしょうか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。経営者保証は極力とらないという方向で間違いないでございます。

○白石委員 極力とらないということで、これは

従来からの方針がそういうことだというふうふうに思っていますけれども。今はもう、前代未聞、リーマン・ショックを超えそうな新型コロナの不況になりかねないような事態を迎えて、政府としても取組をされている。そして、セーフティーネット保証というのを挙げているわけです。

ここについて、更に踏み込んだ対応、代表者保証を極力とらないということから更に踏み込んだ方針というのは出すおつもりはありませんでしょうか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

三月の十六日でございますが、経済産業大臣の方から信用保証協会に對しまして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する保証の実施に当たり、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえて、可能な限り経営者保証を不要とするよう、性急な対応を求めたところでございます。

したがしまして、それも踏み込んだといいますか、更に強調して、今般のこの新型コロナウイルスの感染症の影響に関しては、特にこの点を強調しているという運用をしているところでございます。

○白石委員 極力というのが、三月の十六日以降、可能な限りということになったということなんですけれども。市中の旅館の経営者の方が、実際に申込みに行ったら、やはり連帯保証人を求められて、これが出なければ協会保証が出ない、融資も出ないというお話であったというふうなことを言っております。そうやって、仕方がないのかと思

って帰ってきたということなんです。

連帯保証、代表者保証がなければリスクが上がるのは、それはわかります。でも、今は流動性が大事なんです。まず貸出ししてくれるということが先決です。

ですから、自分は代表者保証はできないよ、できないんだけれどもお金を貸してほしい、そこに協会保証を出してほしい、その場合、協会としては、そのような融資あるいは保証の申込みを断るのではなくて、若干保証料は高くなりますよ、代表者保証が入っていれば利率はこれだけですけれども、代表者保証なしであれば利率は若干高くなるかもしれないけれども、断りはしないという方針を明確に出してほしいんです。

これは、長官、いかがでしょうか。

○前田政府参考人 お答えいたします。

煎じ詰めれば、リスクテイクの問題だと思えます。したがしまして、それを経営者保証でやるのか、あるいは保証料でやるのか、いろいろなおプションが考えられます。したがしまして、その保証料を上乗せすることによってリスクテイクをするというやり方もあるかと思えます。

したがしまして、その辺につきましても考えまして、多角的に検討してまいりたいと思えます。

○白石委員 多角的に検討されるということで、私が言いたいののは、代表者保証が出ないことによつて断るといふことをしないでほしいと。民間金融機関はわかりませんが、それは経営判断もあるかもしれないけれども、少なくとも政府、中小企業庁さんで所管されている信用協会さんは、保証

料のところ、しかもこれは短期の資金繰りです。から、利率のところである程度高くなっても、まずは生き長らえる、終息するまで生き長らえるということが大事ですから、断るなど。プライシングを出して引き受けてほしいということを、断るなどというところまで、もう少しそのあたり、踏み込んでおっしゃっていただけませんかでしょうか。

○前田政府参考人 基本的に、信用保証協会の場合、やはり民間金融機関との契約との連動性が求められますので、断るなどというところまでということでごさいますけれども、最終的にはケース・バイ・ケースということの判断になります。

しかしながら、今般のこの新型コロナウイルスの感染症の影響を受けたというのは非常に深刻な事態だと思っておりますので、各信用保証協会、先ほど御指摘いただきましたけれども、ホームページの記述ぶりも含めまして、しっかりと対応するように指導監督していきたいと思っております。

○白石委員 ぜひよろしくお願いします。民間金融機関との連動というのは、八〇%保証のときにはあっても、一〇〇%保証、もう信用協会さんが頼みですという事業者もたくさんおられますので、ここを、これからどんどんふえてくると思います。その対応ぶりというのは、またこれからどんどん事業者の方からはね返りが出てくると思えますので、そこでまた、悪いとか遅いとか、そういうことを言われぬようにしっかりとお願いしたいと思います。

長官についてはもうここまでですので、御退席いただいても。大丈夫ですか。長官には本当に頼

問2 高齢者の保険契約締結における保険会社の責任

み込んでここに来てもらいましたので。

それでは、次の質問に参ります。

地方創生ということなんですけれども、人生百年時代とも言われています。そこで、御高齢の方が、年金生活、もう働くことは無理ですよと、年金生活をしていて、貯金を取り崩しながら生活されているところに、いろいろな勧誘活動が来るわけですね。中には、もうとんでもない架空の取引を持ちかけられたり、あるいは犯罪、オレオレ詐欺的な、特殊詐欺とも言われているところ。それからもう一つは、そうじゃなくて、合法的でもっともらしいんだけども高齢者の生活を脅かすという意味で、保険契約というのがあると思うんです。

保険契約、中でも、損害保険は目的がはっきりしています、自動車、火災、その他、はっきりしているんですけども、生命保険は非常にわかりにくい。特に、投資型とか貯蓄型というかで、仕組み債みたいな、中にいろいろな条件が込み入っていてわかりにくい、それを、高齢者の方々はお人よしだったり、あるいは認知症にちよつとかかっているかもしれない、そういう方に保険の営業が来て、契約してしまった。

ところが、それは息子さんなりが後で気がついて、私のところに来た例としては、これから生涯で総額一千万円近くの保険料を払わないといけない、しかも、解約は実質できないというものでも、一旦判こを押してしまったんだ、だからもう解約もできない、解約をするんだったら相当高いですよということ、泣き寝入り、そのまま契約

せざるを得ない。でも、もう実入りというのは年金だけで、そこから保険料を出していたら、これは本当に厳しい生活になりかねない。

そこで、私、こういう時代に来たからこそ、消費者契約というものをもっと広くして、高齢者の金融商品について、契約責任を軽く、そして保険会社の責任を重くすることを法定すべきじゃないかというふうに思うんです。

実際、消費者金融のところではそれに近いことができていまして、総量規制というのがあって、借入れ合計額というのは年収の三分の一を超えちゃいけませんという、貸金業法によってそれができている。それと同じようなものを保険につくもつくるべきだと思うんですけれども、金融庁さん、いかがでしょうか。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

保険業法では、保険契約者等の保護を図る観点から、さまざまな規制が設けられているところでございます。

具体的には、意向把握義務と申しまして、顧客の保険へのニーズを的確に把握した上で、それらに沿った商品を提案することが義務づけられております。また、情報提供義務ということで、保険契約の内容その他参考となるべき情報を保険契約者に提供することが義務づけられております。さらに申し上げれば、変額保険ですとか外貨建て保険といった投資性の強い商品を販売する場合には、金融商品取引法と同様、適合性原則というものが課されておりまして、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らし不適

当と見られる勧誘は行ってはいけないということになっております。

金融庁としましては、こうした保険業法上の規制を適切に運用することを通じて、また、近年、金融行政におきましては非常に重視しておりますが、顧客本位の業務運営というものがございませぬ、この徹底を金融業者に対して求めることなどを通じて、高齢者に対する保険商品の不適切な勧誘ですとか販売といったケースに適切に対応してまいりたいと思っております。

○白石委員 さっきおっしゃったようなことはわかっております。それに、自主規制に委ねるということなんですけれども、私が言っているのは、それだけじゃ足らなくて、外部から規制をする、法律で決める、例えば総量規制であるとかいうことなんです。

先ほどおっしゃったことというのは、もしトラブルになったらどうなるかというところ、結局、業界団体がセットしたトラブル処理、消費者コールセンターとか、あるいは、業界団体がセットしているADRの仕組みに行って、結局身内なんですけれども、救われないうところがあるので、法律で貸金業法のように規制するべきじゃないかというふうに言っているんです。

消費者の味方ということであれば消費者庁もあります。消費者庁としては、消費者契約法というのがありますよね。ここは大事だと思っております。御高齢で自身がわからず、自分の生活を犠牲にするような保険契約を結んでしまった。でも、それを立証するのが難しい。錯誤であるとか、ある

いは消費者契約法で言う不当勧誘であるということと立証するのが難しい。故意か又は重大な過失が保険会社にあるということと立証するのが非常に難しい。

だから、ここをもっと充実させて、消費者庁としても金融商品に特化した消費者保護、その仕組みを企画立案するところが必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○坂田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の高齢の消費者による金融商品等の取引における被害への対応は重要な課題であると認識しております。

消費者庁では、消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し、契約を締結させた場合における取消権の創設について、消費者、事業者の関係者を含めた有識者から成る検討会を開催いたしました。実効性の確保や実務への影響の観点を踏まえ、検討を行っておりますのでございます。

委員の御指摘を踏まえまして、引き続き検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

○白石委員 先ほどおっしゃった取消権の検討会を行っているということなんですけれども、これは、成果物というのは、どのようなものを想定して、いつ出るんでしょうか。

○坂田政府参考人 お答え申し上げます。

現在、消費者契約法の関係の検討会を開催しております。委員御指摘のつけ込み型勧誘に関する取消権等の規律についてということもございませぬ、さらに、契約条項の関係で、平均的な損害

の額に関する消費者の立証負担を軽減するための規律について、それから、契約条項の事前開示及び消費者に対する情報提供に関する規律について、もう一点として、オンライン取引における利用規約の透明性、公正性の確保その他の消費者保護に関する規律について検討いたしているところでございます。

ことしの夏ごろを目途に結論を得る予定でございます。

○白石委員 その中に、ぜひ、金融商品についての、つけ込み型、さっき言った条項というよりも、商品に特化した形でまた検討をお願いしたいなど。この金融商品の立証責任、錯誤とかあるいは不当勧誘の立証責任、これを保険会社にも負ってもらうということが必要になってきてきているんじゃないかと思っておりますけれども、それも含めて、この夏に向けての検討に含めていただくことをお願いしたいと思います。いかがですか。

○坂田政府参考人 お答え申し上げます。

消費者契約は、事業者と消費者との間の契約を幅広く対象としておりますので、委員の御指摘も踏まえまして、引き続き金融取引における高齢者の取引の被害への対応も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○白石委員 業界団体サイドじゃない、消費者サイドからの味方というのが、消費者庁ですから、ぜひその立場から、生活者の立場、消費者の立場ということをお願いいたします。

次の質問です。昔は、ちよつと前まではオレ

問3 特殊詐欺（オレオレ詐欺など）の刑は重くするべき

オレ詐欺ということで全部言われていたものなんですけれども、これは、年金生活者にとって、詐欺に遭ってお金が取られた、もう挽回しようがないわけですね。若い人だったら挽回できても、高齢者が特殊詐欺に遭ったら挽回しようがない。これは、生活が困るというよりか、殺人に近いような打撃を受けるといいます。

お手元の配付資料の一番最後のところに、特殊詐欺被害の愛媛新聞さんの記事がありますけれども、詐欺被害三百一億円、これは、被害額は下がっているんだけど、メーカーにしていますけれども、うち八四%が六十五歳以上の女性です。

実際、このヒストグラム、グラフで、高齢女性のオレオレ詐欺被害認知件数というと、八十歳前後のところでも集中しているわけですね。これが近時の流れである。

やはり高齢女性、高齢者というのは、そんなにお金を持っていませんから、被害は少ないかもしれない。だから、全体の被害額は下がっている。しかし、そのお一人お一人に対する打撃たるや相当なものだと思います。特に女性は、昔は働くところが余りなかったですから、厚生年金じやない方も多いですよ。遺族年金だったり基礎年金だけだったり。そこで被害に遭ったら、これは殺人に近いというふうに思うんです。

今の刑法でいうと、この詐欺罪、あるいはそれがグループでやって組織詐欺罪であつたら、懲役刑だけなんです。懲役、詐欺罪の場合は十年以下、あるいは組織詐欺罪であつたら二十年以下ということになります。それでも、これだけ高齢者を狙

った特殊詐欺、オレオレ詐欺がなくならないどころか、どんどん狙われてきているというのは、それがビジネスとして合うからだと思うんですね。そこで、質問、提案です。

刑法に、詐欺罪において、懲役刑だけじゃなくて罰金刑、それも高い金額、到底この特殊詐欺がビジネス的に合わないぐらいにする罰金刑も併科するようにすべきだと思いませんか、法務省さんの見解はいかがでしょう。

○保坂政府参考人 いわゆる特殊詐欺の事犯に対して、その利得の剥奪も含めて厳正な対処が必要であるということについては認識を共有いたしております。

前提といたしまして、詐欺罪により得た犯罪収益を剥奪するための付加刑であります没収、追徴という制度がございますが、こちらにつきましては、詐欺罪に関しては、被害者の民事上の請求権を妨げることのないように原則として禁止された上で、被害者による請求権、民事上の請求権の行使が困難であると認められる場合に限り没収、追徴が許されて、かつ、没収、追徴された財産をもとに、被害者に対して被害回復を目的とした給付金が支給されるという制度になっております。つまり、犯人からの犯罪収益の剥奪の要請と被害者の被害回復の調整を図る、そういう仕組みになっておるところでございます。

委員御指摘のように、詐欺罪につきまして、懲役刑に加えて罰金刑を併科するということにつきましては、罰金を科して犯人の財産から徴収するということになりますと、被害者の被害回復を妨

げることにならないかといった点ですとか、あるいは、懲役刑として相応の科刑がされていることに加えて、罰金刑の併科を必要とする状況にあると言えるかどうか、そういった点からの検討が必要であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、特殊詐欺事案に対しましては、検察当局において、今後とも、適切な主張、立証をすることによりまして、厳正な科刑の実現に努めていくというふうに承知をしておるところでございます。

○白石委員 犯罪で得られた収益を没収するのは当然で、それが被害者のところに行くというのはまたある意味当然で、それが全ての債権債務に優先して犯罪者から支払われるべきだということふうに思います。

さらに加えて、ビジネスとしてこの特殊詐欺が成り立たないようにするためには、更にこの没収に加えて罰金をして犯罪を尻込みさせる。実際、聞くところによると、廃棄物処理法というのは、罰金というのが一千万円以下ということで、これはビジネスとして成り立たなくさせているわけですね。取ったものを返してもらっただけじゃなく、さらに、犯人にならないように、犯罪を犯さないようにしてほしいということが趣旨です。

これは、聞くところによると、省内でも刑法の改正に係る審議会というのが常に走っていると思うんですけども、そこにこの特殊詐欺というのも検討の俎上に乗せてほしいんですけども、そこはいかがでしょうか。

○保坂政府参考人 現在、法務省で、特に罰金刑

問4 新型コロナの影響をどう克服して地方創生を実現させるか（北村大臣）

に関して、こういう問題に特化したような審議会というものが今走っているわけではございませんが、一般的に、利欲的な犯罪者に対して、経済的に引き合わないことを刑罰として感銘させるという趣旨で罰金刑を設け、かつ併科するというのが、一般的な罪に見られることでございます。

先ほど私が申し上げたのは、被害者の被害回復との調整を検討する必要があるということでございますので、特殊詐欺の問題も含めて、どのようにしてそれを抑止して刑罰を科していくかということについては、私どもとしては不断の検討はしてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員 ぜひお願いします。当然、被害者の回復が優先で、加えて罰金を科すということですが、最後になりますけれども、大臣、今、新型コロナで地方の事業者というのは苦しんでおります。あるいは、この苦しみというのは大きくなり、できるだけ短期になってほしいんですけども、長引きそうだという見込みもあります、観光とか旅館とか。

地方というのは、さつきからの議論もありますように、なかなか、少子化、どうしてもこの方向というのは、トレンドというのは変わらない中で、どうしようかというところ、交流人口をふやす。人の往来をふやして、その中で移住してくれたらありがたいという戦略なんですけれども、それが今大きく打撃を受けようとしています。

地方創生担当大臣として、新型コロナウィルス対策というのに臨むところを教えてください。

○北村国務大臣 昨年九月に地方創生担当大臣に

就任以来、これまで全国二十五府県をお訪ねさせていただきまして、各地域の現場の皆様の生の声を伺いながら、地方ならではの強みや魅力を生かした取組を積極的に応援しなければいけないと強く感じてきたところであります。

そういう中で、委員御指摘のとおり、今般の新型コロナウイルス感染症の発生により外国人旅行者が大きく減少するなど、各地の観光関連産業は、内外のお客さんにかかわる大きな減少によって大変厳しい状況にあると認識しております。地域の皆さんの苦勞を思い、心を痛めておるところであります。

このような厳しい状況に適切に対応するためには、それぞれの事業を所管しておられる関係省庁におきましても、東京圏も含めた対策を速やかに一緒になって、強く進めていくことが必要であろうと考えておる次第でございます。

具体的には、観光庁や中小企業庁などにおかれども、先日三月十日に公表された緊急対策第二弾に盛り込まれた資金繰りや雇用の維持のための支援策を進めていくことがとても大事であろうと存じますので、地方創生担当大臣としては、昨年末に閣議決定をいたしました第二期の総合戦略を着実に実行していくことを通じて、地域経済の活性化に一層取り組んでまいらなければならぬと考えておる次第であります。

○白石委員 これで質問を終わります。ありがとうございました。